

ALPS NP カード会員特約

第1条(名称)

本カードは、アルプスカード株式会社(以下「アルプスカード」という)と三井住友カード株式会社(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「ALPS NP カード」(以下「カード」という)と称します。

第2条(会員資格)

会員となることのできる方は、次の各号に掲げる者であって、本特約および三井住友VISA カード& 三井住友マスターカード会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、入会を申し込み、アルプスカードと当社が適格と認めた方とします。1. 国家公務員およびその家族2. 独立行政法人の役職員およびその家族3. 国家公務員共済年金の受給者およびその家族

第3条(会員資格の喪失)

会員は、アルプスカードもしくは当社の一方から、カード会員資格の取消しを宣告された場合、アルプスカード会員としての資格も喪失するものとします。

第4条(アルプスカードのサービスの利用)

1. 会員は、アルプスカードより、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典サービスを受ける場合には、アルプスカードの所定の方法に従うものとします。

第5条(ALPSカードローン)

1. 会員規約に定めるキャッシングリボは、ALPSカードローン(以下「本ローン」と読み替えて適用されるものとします。また本条に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。
2. 本ローンの利率は、一般カード及びゴールドカードともに実質年率14.16%とします。但し、金融情勢の変化などにより、相当の理由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
3. 本ローンの資金用途は自由です。

第6条(支払期日)

会員が指定できる支払期日は、カード種類にかかわらず、毎月10日(但し、金融機関の都合により毎月8日となる場合があります)のみとします。

第7条(カード種類)

会員は、本カードについて、ヤングゴールドカード及びリボルビング払い専用カードを申込むことはできません。

第8 条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されます。